

横浜市資産指令第67号
平成22年5月1日

許可番号 第05620003456号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市中区山下町106番地

氏名 武松商事 株式会社
代表取締役 武松 ひで 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子

許可の年月日

平成19年7月1日

許可の有効年月日

平成24年6月30日



1. 事業の範囲

中間処分業

- （1） 熔融施設：廃プラスチック類 以上1種類
- （2） 熔融施設：廃プラスチック類 以上1種類
- （3） 破碎施設：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- （4） 飼料化（破碎分別、乾燥）：廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市中区新港町11外

中間処理施設の概要

- （1） 熔融施設 1基（0.18t/日）
設置年月日：平成11年8月24日

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市磯子区新磯子町10番4及び10番5（面積2,034.46㎡）

中間処理施設の概要

- （1） 熔融施設 1基（1.8t/日）
設置年月日：平成18年12月26日
- （2） 破碎施設 1基（139.03t/日）
設置年月日：平成18年12月26日
- （3） 飼料化（破碎分別、乾燥） 2基（15.29t/日×2）
設置年月日：平成22年2月3日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

3. 許可の条件

(1) 横浜市中区新港町11外における中間処理に伴う産業廃棄物の保管は、4m³以内とする。

(2) 横浜市磯子区新磯子町10番4及び10番5における中間処理に伴う産業廃棄物の保管は、133.6m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年11月1日 新規許可

平成19年7月1日 更新許可

平成22年3月1日 変更許可(処理施設の追加)

平成22年5月1日 変更許可(1品目の追加)

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。